

# 保健福祉だより

## 5月

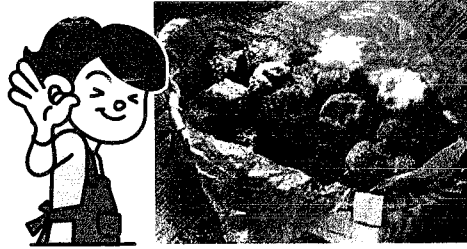
### ◎ 事業日程

日	曜日	事業名	対象	会場
6	火	定例健康相談会 午後1時30分～	一般住民	
7	水	機能訓練 (後遺症者の集い) 「ツベルクリン反応」 午後1時15分～	脳卒中及び その他後遺症者	保健福祉センター
9	金	予防接種 「ツベルクリン判定とBCG」 午後1時15分～	生後3ヵ月から 4歳未満まで	保健福祉センター
14	水	胃がん検診 ・対象者は、40歳以上の一般住民 ・ただし、39歳以下でも希望者は受診できます。 受付 午前7時30分～	曲通多目的共同利用施設 保健福祉センター	
15	木	乳がん・子宮がん検診 受付 午前8時～9時	大別当集落開発センター 保健福祉センター	
16	金	乳がん検診 受付 午後6時30分～	東長島集落開発センター 保健福祉センター	
17	土	1歳6ヵ月児健診 午後1時15分～	30歳以上の女性の方 29歳以下の女性で希望者	保健福祉センター
22	木	機能訓練 (後遺症者の集い)	30歳以上の女性の方 29歳以下の女性で希望者	保健福祉センター
27	火	機能訓練 (後遺症者の集い)	H13年10月1日～ H14年1月31日生	保健福祉センター
28	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及び その他後遺症者	保健福祉センター

犬の取り締まり日 2日(金)、9日(金)、16日(金)、23日(金)  
30日(金)

## おねえさんの手作りおやつ

### 『かんたん手づくりドーナツ』



#### 材料(一口ドーナツ約15個分)

- ・無塩バター……………30g
- ・はくりきこ……………165g
- ・卵……………L1個
- ・ベーキングパウダー……………大さじ1/2
- ・さとう……………大さじ3
- ・揚げ油
- ・牛乳……………大さじ1
- ・粉ごとう……………適量
- ・バニラエッセンス……………少々

#### 〔作り方〕

- ①バターをレンジでとかし、とかしバターを作る。
- ②はくりきこ、ベーキングパウダーを2回ふるう。
- ③ボールに卵をほぐし、さとう、牛乳、バニラエッセンスをくわえ、よく混ぜる。
- ④③に②をくわえ、切るように混ぜる。
- ⑤④に①をくわえ、切るように混ぜる。
- ⑥⑤の生地をラップにつつまみ20分、冷蔵庫でやすませる。
- ⑦⑥の生地を一口くらい(直径3cmくらい)に丸める。
- ⑧160～170℃の油でゆっくり揚げる。
- ⑨揚げたドーナツに粉ごとうをまぶす。

ぜひ1度作ってみてね!

## ● 5月休日救急在宅当番医 ●

【外科系】 (午前9時～午後6時)

- 3日 瀧東村 瀧東けやき病院 ☎0256-86-3515
- 4日 西川町 高橋整形外科クリニック ☎0256-70-4020
- 5日 分水町 本間医院 ☎0256-98-2350
- 11日 岩室村 金子外科整形外科医院 ☎0256-82-4786
- 18日 吉田町 県立吉田病院 ☎0256-92-5111
- 25日 吉田町 伊藤整形外科 ☎0256-93-3115

※内科・歯科は、休日夜間急患センターへ ☎0256-72-5499

## 年金コーナー

◎ 学生には国民年金保険料の納付特例制度があります

国民年金は、職業・収入に関係なく、日本に住んでいる20才から60才までのすべての方が加入することになっており、学生の皆さんも20才になったら国民年金に加入し保険料を収めなくてはなりません。しかし、学生は通常所得がなく保険料を納めることが困難な場合がほとんどです。納付せずに未払いのまま残ってしまうと万一の保障もありません。その様な事態を防ぐために、学生納付特例制度があります。学生納付特例制度は届出(申請)をして承認を受ければ、在学期間中の保険料について後払いできる仕組みとなっています。ただし、承認される期間は届出した年度末までとなります。

ますので、毎年手続きが必要ですが、申請を希望される方は毎年4月から5月末までに役場に届出をしましょう。

対象者は、大学(大学院)、短大、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他の教育施設の一部等に在学する学生等であって、学生本人の所得が68万円以下であるとき。

※平成14年4月より、夜間部定時制課程および通信制課程の学生の皆さんも、対象となりました。また、各種学校その他教育施設の一部が対象校に追加されました。

学生納付特例の承認を受けると、学生納付特例期間は、老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間には反映されませんが、年金額には反映されません。満額の年金を受け取るためにも、学生納付特例承認期間の保険料を納めることのできる「追納」をお勧めします。

学生納付特例期間から10年以内であれば追納することができ、卒業したら忘れずに追納して下さい。

## 平成15年度 栄養教室の受講生を募集します

人口の高齢化、生活習慣病の増加が大きな問題となっています。地域住民の健康づくりを推進する担い手となる食生活改善推進委員の養成を目的に、栄養教室を開催します。受講希望者はふるって申し込みください。

#### ☆実施期間

5月から12月まで計8回  
で各月1日コース

#### ☆会場

瀧東・味方・中之口・月  
瀧・西川の各保健センタ

#### ☆募集定員

7名

#### ☆募集締切

4月28日(月)

#### ☆申込・問い合わせ先

役場住民課  
保健福祉係へ

## 平成15年4月からの保育料をお知らせします

平成15年度保育料は、左の表のとおりです。階層区分、定義、徴収金額とも昨年度と変わりありません。

階層区分	定 義	徴収金額(月額)円		
		0歳児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
第2	第1階層及び第4階層から第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 8,000 (4,000)	7,000 (3,500)	5,000 (2,500)
第3	市町村民税課税世帯	18,200 (9,100)	17,200 (8,600)	14,300 (7,150)
第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満 29,200 (14,600)	28,200 (14,100)	25,600 (12,800)
第5		64,000円以上 160,000円未満 36,900 (18,450)	34,900 (17,450)	29,100 (14,550)
第6		160,000円以上 408,000円未満 38,700 (19,350)	36,700 (18,350)	29,100 (14,550)
第7		408,000円以上 39,200 (19,600)	37,200 (18,600)	29,100 (14,550)

※注 ( ) 内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入園している場合に、半額となる児童1人分の保育料です。